

# 令和8年度千葉市困難な問題を抱える女性支援事業業務委託に係る 企画提案募集要項

## 1 委託名

令和8年度千葉市困難な問題を抱える女性支援事業業務委託

## 2 事業目的

困難な問題を抱える女性に対し、民間支援団体と連携し、相談対応、訪問支援や同行支援、居場所の確保に加え、自立に向けた支援やアフターケアなど、入口から出口まで切れ目のない支援を行い、女性の自立の推進に資することを目的とする。

## 3 委託業務の内容

別添「令和8年度千葉市困難な問題を抱える女性支援事業業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

## 4 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

## 5 事業費（委託料の上限額）

- ・業務全体の上限額：15,484,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- ・業務内容毎の上限額：

※仕様書「7 業務内容」の（1）から（5）毎の上限額

（1）－ア アウトリーチ支援（出張相談・同行支援）

10,578,000円

（1）－イ 相談支援 6,271,000円

（2）居場所の提供に関する支援 10,000,000円

（3）自立支援 7,558,000円

（4）アフターケア 1,964,000円

（5）生理用品の調達・搬送 498,000円

※全て、消費税及び地方消費税相当額を含む額とする。

※業務全体で15,484,000円以内、かつ（1）～（5）の業務内容毎にその上限額以内で業務を実施する必要があります。

※仕様書「7 業務内容」の（6）全体管理業務に係る経費についても、（1）から（5）の各経費に諸経費等として適切に計上すること。

※支払方法は、優先交渉権者決定後に協議のうえ決定する。

## 6 履行場所

市が指定する場所

## 7 参加資格

本企画競争に参加を希望する者は、単独の法人又は共同企業体とし、次に掲げるすべての要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていなければならない

- (1) 困難な問題を抱える女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等の団体であること。
- (2) 共同企業体にあっては、その構成員が単独事業者又は他の共同企業体の構成員として、本企画競争に参加していないこと。
- (3) 以下のアからサまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
  - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
  - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - キ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
  - ケ 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあっては、すべての千葉県税を完納していないもの
  - コ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、企画提案書類の受付開始日から見積徴収日までの間に受けている者
  - サ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (4) 個人情報の取扱いについて、次のいずれかの措置を講じていること
  - ア 個人情報保護に関するISMS認証またはプライバシーマークの認証を受けていること。
  - イ 個人情報の保護に関する内部規程が整備され、従業員に対する教育研修等が行われていること。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの。）に該当しない者であること。

## 8 参加手続き

### (1) スケジュール

	内容	日程
1	公募開始（参加申込、質問受付開始）	令和8年2月9日（月）
2	質問受付期限	令和8年2月19日（木）
3	質問への回答	令和8年2月26日（木）
4	企画提案参加申込書の提出期限	令和8年3月3日（火）
5	参加資格審査結果通知	令和8年3月6日（金）
6	企画提案書の提出期限	令和8年3月13日（金）
7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年3月24日（火）
8	優先交渉権者の公表	令和8年3月27日（金）

### (2) 質問の受付

#### ア 質問内容

- 本募集要項及び仕様書に関する質問については、質問書（様式第2号）により作成し、メールにて提出する。
- 電子メールの送信後には、必ず電話により着信確認をすること。

#### イ 受付期限

令和8年2月19日（木）午後3時まで

#### ウ 送付先

千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課

E-mail : [danjo.CIL@city.chiba.lg.jp](mailto:danjo.CIL@city.chiba.lg.jp)

#### エ 回答

令和8年2月26日（木）に市ホームページにて公開する。

### (3) 企画提案参加申込書の提出について

#### ア 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書（様式第1号）
- (イ) 法人の登記事項証明書（履歴全部事項証明書）
- (ウ) 印鑑証明書（代表者印）
- (エ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- (オ) 千葉県税の完納証明書
- (カ) 市税（延滞金を含む）の滞納がないことに関する証明書

- (キ) 誓約書（様式第4号）
  - (ク) 事業者概要（困難な問題を抱える女性の支援を行う団体であることが分かるもの（パンフレット等）、規約、役員名簿、決算書等）
  - (ケ) 個人情報保護に関するISMS認証またはプライバシーマークの認証を受けていることが確認できる書類、または個人情報の保護に関する内部規程が整備され、従業員に対する教育研修等が行われていることが確認できる書類
  - (コ) 情報セキュリティ対策実施状況調査票
- ※ 上記（イ）～（キ）については、令和6・7年度千葉市入札参加資格者名簿に掲載されている者は提出不要
- ※ 上記（イ）～（カ）については、発行日は企画提案参加申込書等の提出日前3か月以内であること。
- ※ 上記（オ）については、千葉県内に本店または営業所等を有しない者は提出不要
- ※ 上記（カ）については、千葉市内に本店または営業所等を有しない者は提出不要

イ 提出方法

持参または郵送とすること。

ウ 提出期限

令和8年3月3日（火）午後5時まで（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）  
なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

エ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課（千葉市役所8F）

#### (4) 企画提案書の提出について

##### ア 提出書類

様式第5号	企画提案書表紙
任意様式	企画提案書 用紙サイズ A4 サイズ 用紙の向き等 縦型、横書き、左端をホチキス綴じまたは A4 ファイル綴じ 文字サイズ 10.5 ポイント以上
任意様式	参考見積書 ※見積額は、本要項「5 事業費（委託料の上限額）」の「業務全体の上限額」内とすること。
任意様式	参考見積額の積算内訳書 ※見積額は、本要項「5 事業費（委託料の上限額）」の「仕様書「7 業務内容」の（1）から（5）毎の上限額」内とすること。 また、各業務毎の見積額が分かるように記載すること。

##### イ 提出方法

持参または郵送とすること。郵送の場合は、「企画提案書在中」と封筒の表に朱書きで記載すること。

##### ウ 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時まで（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）  
なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

##### エ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課（千葉市役所8F）

##### オ 提出部数

###### （ア）紙媒体

正本：1部  
副本：8部（法人・団体名を記載しないこと）

###### （イ）電子データ

電子データ 1部（Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又は PDF 形式）を記録した CD-ROM（又は DVD-ROM）

##### カ 記載内容

9 (2) 審査基準の項目に関わる内容は、必ず記載すること。

キ 辞退について

企画提案参加申込書を提出した後に、企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を提出すること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時

令和8年3月24日（火）※開始時間については後日通知する。

イ 場所

千葉市役所（詳細は後日通知）

ウ 内容

- 企画提案書の内容について、1団体あたり30分程度のプレゼンテーション（質疑応答を含む）を実施する。
- なお、提出書類以外を用いた説明は禁止とする。

(6) 優先交渉権者の公表

ア 公表日

令和8年3月27日（金）

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を送付するとともに、市ホームページで公表する。

## 9 事業者選考について

(1) 選考方法

- 選考は、千葉市が設置する選考委員会で、提出されたすべての提出書類及び別途実施するプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、9(2)の審査基準に基づいて選定する。
- なお、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、審査は非公開を行う。  
※ 参加申込者が1者のみの場合も選考を実施する。

## (2) 審査基準

選定に係る審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

	項目	視点	配点 満点 100 点
実施体制	組織体制・人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書・目的に沿った具体的な提案がされているか</li> <li>提案内容を効果的に実施するのに十分な人員か</li> <li>適切な能力・経験のある人材を確保しているか</li> <li>業務に必要な人員数・人員体制を構築する内容になっているか</li> </ul>	10 点
	業務価格・経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提示額が限度額以内となっており、かつ見積項目は適当であるか</li> <li>費用対効果の観点から十分なものであるか</li> </ul>	10 点
	実績・遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の実績から本業務全体に活用できる業務実施のノウハウ等があり、本業務目的の達成につながると判断できるか</li> </ul>	10 点
	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政基盤が安定し、健全な経営状態となっているか</li> </ul>	10 点
提案内容	本業務への理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の男女共同参画及び様々な福祉サービス等に関する施策を把握し、本業務の背景や目的などを的確に理解した上で効果的かつ実現可能な提案であるか</li> </ul>	25 点
	提案の的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な内容を網羅した事業計画を立案しているか</li> <li>現状の課題認識が具体的であり、それに対する取組が効率的かつ効果的に設定されているか</li> </ul>	25 点
個人情報保護		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報等の管理について、適正かつ安全に取り扱う提案がされているか</li> </ul>	10 点

## (3) 優先交渉権者の決定方法

- 期限内に全ての必要書類の提出があった事業者について、提出された企画提案書等の書類により審査を行い、その総得点数が最も高い1者を優先交渉権者とし、その次に総得点数が高かった者を次点者とする。
- 総得点数が最も高い者であっても、選考委員会の委員の配点の合計に対して、総得点数が6割に満たない場合は、その者を優先交渉権者とするか、もしくは、再度選定を行うか、選考委員会により決定する。

## 10 失格事由

次のいずれかに該当する者は、失格とする

- (1) 企画提案書に虚偽の記載をした者
- (2) 参加資格要件に適合していない者（企画提案後、契約に至るまでの間に要件を満たさなかった者も含む）
- (3) 提出期限までに所定の書類を提出しない者
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合等、選考委員会委員長が失格であると認める者

## 1 1 その他

- (1) 本事業の経費と重複し、他の補助金や寄附金等の交付を受けることはできない。
- (2) 企画提案書の作成、提出に要する費用等は提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書については返却しない。
- (4) 応募書類が千葉市情報公開条例（平成 12 年市条例第 52 号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は同条例第 7 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の規定に基づき開示の対象としない。

## 1 2 契約について

- (1) 契約の締結
  - ア 優先交渉権者と、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意し、改めて見積もり徴収を行ったうえで、随意契約により委託契約を締結する。
  - イ 前項の交渉が不成立の場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
  - ウ 提案された企画提案内容をそのまま委託するものではない（業務委託仕様書は、提案された企画提案内容をもとに、千葉市と優先交渉権者間における協議により作成する）。

### (2) 留意事項

- ア 契約に当たっては、契約書を 2 通作成し各 1 通を保有する。
- イ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は免除とする。
- ウ 業務の一部を第三者に委託する際は事前に千葉市の承諾を受けること。

### (3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報は、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

### (4) その他

- ア 本事業に係る予算が議会の議決を得られない場合は中止する。
- イ 本事業は、国の「困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金」の交付が決定されることを前提に進めているため、同補助金の交付が決定されなかった場合又は交付額が

修正された場合には手続きを変更又は中止することがある。